

原案可決
全会一致

第1号発議案

新潟県優れたものづくり条例

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成23年2月21日

提出者	金富 榎佐 西沢 尾小 三石 星	谷榎 井藤 川野 身川 林井 野	国一 辰洋 孝和 碩伊	彦成 雄純 吉修 昭雄 郎修 夫	皆佐 小桜 佐斎 柄村 長東 志	川藤 島井 藤藤 沢松 津山 田	雄卓 甚莞 隆正 二光 英邦	二之 隆一 爾景 三郎 三郎 機男	小市 片小 岩早 中帆 渡三	林村 野林 村川 野苅 辺富	一孝 林良 吉謙 惇佳	大一 猛一 一秀 洸治 夫一
-----	---------------------------------	---------------------------------	----------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	----------------------------	----------------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------	----------------------------

新潟県議会議長 小 野 峯 生 様

新潟県優れたものづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、ものづくりの技能及び技術が本県経済において果たす重要な役割に鑑み、優れたものづくりの技能及び技術の尊重及び継承に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及びものづくりに関する事業を行う者（以下「ものづくり事業者」という。）の役割を明らかにするとともに、ものづくりの技能及び技術を有する者（以下「技能者等」という。）の地位向上のための基本的な事項を定め、もって本県経済の持続的な発展及び県民が誇りを持つことのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 ものづくりの技能及び技術の尊重及び継承は、県、県民、ものづくり事業者及び関係団体（ものづくり事業者で組織する団体及びものづくりに関する事業を支援する団体をいう。以下同じ。）の適切な役割分担及び相互の連携の下に、次に掲げる事項を基本として、その実現が図られなければならない。

- (1) ものづくりの重要性を認識するとともに、優れた技能者等をたたえる気運を醸成することにより、技能者等が尊ばれる社会の実現を目指すこと。
- (2) 技能者等、特に次代の社会を担う若年者である技能者等が誇りを持つことのできる環境を整備すること。
- (3) 優れたものづくりの技能及び技術の継承を促進すること。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、技能及び技術を尊重する気運の醸成、技能者等の地位の向上並びに技能及び技術の継承の促進に関する施策を実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策を実施するに当たっては、その効果的な実施を図るため市町村及び関係団体との連携協力に努めるものとする。

(県民の役割)

第4条 県民は、基本理念にのっとり、ものづくりの社会貢献について理解を深めるとともに、技能者等を尊ぶ社会の実現に協力するよう努めるものとする。

(ものづくり事業者の役割)

第5条 ものづくり事業者は、基本理念にのっとり、その事業に従事する者が業務に必要な免許又は資格を取得するための必要な援助その他技能及び技術の向上を図るための環境の整備をすることにより、職業能力開発の機会を確保し、ものづくりに関する中長期的な人材の育成を行うよう努めるものとする。

2 ものづくり事業者は、技能及び技術の継承を促進するために、優れた技能者等

の能力を活用した後継者の育成に努めるものとする。

(財政上の措置)

第6条 県は、技能及び技術を尊重する気運の醸成、技能者等の地位の向上並びに技能及び技術の継承の促進に関する施策を推進するため、予算の範囲内で、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(広報啓発等)

第7条 県は、ものづくりの技能及び技術が尊重される気運の醸成を図るため、ものづくりの重要性について県民の理解を高めるために必要な広報その他の啓発活動等を行うものとする。

(技能者等の顕彰)

第8条 県は、優れた技能者等又は後継者の育成に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

2 県は、市町村又は関係団体が技能者等の顕彰をしようとする場合には、当該市町村又は関係団体の求めに応じ、情報の提供及び助言を行うものとする。

(技能者等の確保の促進)

第9条 県は、職業に就こうとする若年者に対する情報の提供その他の技能者等の確保を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第2号発議案

新潟県人と人との^{きずな}絆づくり条例

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成23年2月21日

提出者	岩	村	良	一	皆	川	雄	二	小	林	一	大
	富	檜	一	成	佐	藤	卓	之	市	村	孝	一
	榆	井	辰	雄	小	島	甚	隆	片	野	林	猛
	佐	藤	洋	純	桜	井	莞	一	小	林	吉	一
	西	川	隆	吉	佐	藤	国	爾	沢	野	謙	修
	斎	藤	孝	景	金	谷	正	彦	早	川	三	秀
	尾	身	和	昭	柄	沢	二	三	中	野	郎	洸
	小	川	碩	雄	村	松	光	郎	帆	苅	機	治
	三	林	伊	郎	長	津	英	男	渡	辺		夫
	石	井	佐	修	東	山	邦		三	富		一
	星	野	夫	伊	志	田						

新潟県議会議長 小 野 峯 生 様

新潟県人と人との^{きずな}絆づくり条例

(目的)

第1条 この条例は、社会環境が大きく変化する中で社会から孤立しがちな人が増加し、いじめ、虐待、自殺、孤独死等が大きな社会問題となっている現状に鑑み、人と人との心の^{きずな}絆をしっかりと紡ぎ直していくため、家庭及び地域社会における^{きずな}絆づくりに関し、基本理念を定め、県民の家庭及び地域社会における役割並びに県の責務を明らかにすることにより、もって心豊かに安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 家庭及び地域社会における^{きずな}絆づくりは、県民一人一人の家庭及び地域社会における人と人との触れ合いや助け合いが大切であるという認識の下に、それぞれの立場における役割を自覚した自主的かつ主体的な取組を基本としなければならない。

(県民の家庭における役割)

第3条 県民は、家庭において、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、家族の愛情や触れ合いを大切にしながら、互いに助け合い、心身のよりどころとなる家庭環境をつくるよう努めるものとする。

(県民の地域社会における役割)

第4条 県民は、地域社会において、基本理念にのっとり、互いに助け合い、支え合うよう努めるものとする。

(県の責務)

第5条 県は、基本理念にのっとり、家庭及び地域社会における^{きずな}絆づくりに関する施策を実施する責務を有する。

2 県は、学校及び保育所等において、子どもの人や地域社会とのかかわりを通じた豊かな人間性とたくましく社会を生き抜く力の育成及びそのための保護者への支援が積極的に行われるよう努めるものとする。

3 県は、家庭及び地域社会における^{きずな}絆づくりに関する施策の実施に当たっては、その効果的な実施を図るため市町村、地域住民の福祉の向上を目的とする団体その他の関係団体との連携協力に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第3号発議案

一刻も早い拉致事件解決を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成23年3月24日

提出者 総務文教委員長 片 野 猛

新潟県議会議長 小 野 峯 生 様

一刻も早い拉致事件解決を求める意見書

中東では民主化運動が拡大しており、北朝鮮においても食糧事情の悪化等に伴い、国民が大規模な集団抵抗に立ち上がる可能性も否定できず、政情の不安定化が懸念されている。我が国をはじめ世界各国が朝鮮半島の緊迫化を強く危惧している中、北朝鮮は国連に対し食糧支援を求め、6か国協議や日朝交渉の再開に前向きな姿勢を見せ始めている。

我が国は政権交代以降、拉致問題担当大臣が幾度となく替わるなど北朝鮮問題について全く指導力を発揮できず、拉致事件は解決に向けて何ら進展していない状況にある。拉致被害者の帰国を待ち望む家族の高齢化が進み、自分が生きているうちに会いたいという家族の切実な願いに応えるためにも、そして、北朝鮮の食糧事情の悪化等による政情不安が強く危惧されることから、拉致事件解決には、もはや一刻の猶予も許されない。

よって国会並びに政府におかれては、国家として全力で拉致事件解決に取り組み、拉致被害者全員を帰国させるという決意を明確に示すとともに、北朝鮮における事態の急変に備え、米国や韓国をはじめ世界各国と連携して、一刻も早く拉致事件の解決を図ることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月24日

新潟県議会議長 小 野 峯 生

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	西 岡 武 夫 様
内 閣 総 理 大 臣	菅 直 人 様
外 務 大 臣	松 本 剛 明 様
内 閣 官 房 長 官	枝 野 幸 男 様
拉 致 問 題 担 当 大 臣	中 野 寛 成 様

原案可決
全会一致

第4号発議案

離島支援の充実を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成23年3月24日

提出者 総務文教委員長 片 野 猛

新潟県議会議長 小 野 峯 生 様

離島支援の充実を求める意見書

我が国は、平成22年4月現在、本州、北海道、四国、九州及び沖縄本島を除き6,847島を有し、これらのうち、佐渡島や粟島など258島の有人離島が離島振興法による離島振興対策実施地域に指定されている。この離島振興法は、離島が国土の保全等において重要な役割を有しているものの、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低い状況にあることなどを踏まえ、長崎県をはじめ本県、東京都、島根県及び鹿児島県の5都県が共同で離島振興に係る法律の必要性を訴え、昭和28年に議員立法として制定された経緯がある。

振興法の制定以来、対策実施地域に対し、これまで様々な施策が講じられてきたが、残念ながら離島のハンディキャップは大きく、未だその目的が達せられたとは言い難い状況にある。近年、離島がもたらす広大な排他的経済水域に存在するメタンハイドレートをはじめとする海底資源が新たなエネルギー資源として脚光を浴び、ますます離島の存在意義が高まる一方で、離島においては、日常生活が島内で完結できず、通勤・通学、さらには通院や買い物等を行うために船舶等を利用する住民も少なくなく、その経済的負担は計り知れないものがある。また、日常生活に不可欠なガソリンや灯油などについても、離島の特殊性から本土と比較して高い価格で購入せざるを得ず、島民の生活を圧迫する要因となっている。

よって国会並びに政府におかれては、離島振興法の趣旨に鑑み、離島のハンディキャップを解消するため、本土への交通に係る島民の経済的負担の軽減を図るとともに、日常生活において欠かすことのできないガソリンなどの燃料価格について本土との均衡に向けて特段の配慮を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月24日

新潟県議会議長 小 野 峯 生

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	西 岡 武 夫 様
内 閣 総 理 大 臣	菅 直 人 様
総 務 大 臣	片 山 善 博 様
農 林 水 産 大 臣	鹿 野 道 彦 様
国 土 交 通 大 臣	大 畠 章 宏 様

第5号発議案

東北地方太平洋沖地震災害に対する支援対策及び
抜本的な防災対策の確立に関する決議

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成23年 3月24日

提出者	早佐柄志	川藤沢田	吉正邦	秀純三男	金桜竹	谷井山	国甚昭	彦一二	小佐市	林藤川	一莞政	大爾広
賛成者	皆市片岩尾村長東長大竹中金	川村野村身松津山川渕島川子	雄孝良孝二光英き良力恵	二一猛一昭郎郎機上健子子美	富榆小沢中帆渡三梅内青横	檉井林野野苅辺富谷山木尾	一辰林謙惇佳五太幸	成雄一修洸治夫一守郎郎秀	佐小西斎小三石星石宮松若	藤島川藤川林井野塚崎川月	卓洋隆和碩伊増	之隆吉景雄郎修夫健次仁

新潟県議会議長 小 野 峯 生 様

東北地方太平洋沖地震災害に対する支援対策及び 抜本的な防災対策の確立に関する決議

本県議会は、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、亡くなられた方々とそのご遺族に対し深く哀悼の意を表し、負傷された方々や避難生活を続けておられる方々に心からお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復興を願うものである。

今回の地震は、国内観測史上最大のマグニチュード9.0を記録した巨大地震であり、津波に襲われた東北地方沿岸部を中心に広域にわたり想像を絶する被害を及ぼすとともに、福島県内にある原子力発電所内で爆発を引き起こし被ばく者を出すなど、極めて深刻な事態をもたらしている。こうした中、被災者の救出、救護活動はもとより、不安な避難生活を強いられている住民の方々を支援するため、地元自治体をはじめ関係機関等による懸命の努力がなされている。この窮状を一刻も早く解消するとともに、被災者が希望を持って生活再建できるよう迅速かつ適切な支援措置を講じる必要がある。

政府におかれては、被災地の速やかな復旧・復興に万全の措置を講じるとともに、災害に強い国土づくりに向けて、巨大地震を想定した原子力発電所の安全措置等を含むあらゆる防災対策を総点検し、抜本的な対策を確立するよう強く望むものである。

以上、決議する。

平成23年3月24日

新 潟 県 議 会

原案可決

賛成多数

第6号発議案

土肥隆一衆議院議員の議員辞職要求に関する決議

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成23年3月24日

提出者	金	谷	国	彦	小	林	一	大	佐	藤	純	
	桜	井	甚	一	佐	藤	莞	爾	早	川	秀	
	柄	沢	正	三						吉		
賛成者	皆	川	雄	二	富	樫	一	成	佐	藤	卓	之
	市	村	孝	一	榆	井	辰	雄	小	島	洋	隆
	片	野	良	猛	小	林	林	一	西	川	隆	吉
	岩	村	孝	一	沢	野		修	斎	藤	和	景
	尾	身	二	昭	中	野	謙	洸	小	川	碩	雄
	村	松	光	郎	帆	苅	惇	治	三	林	伊	郎
	長	津	英	三	渡	辺	佳	夫	石	井	佐	修
	東	山	邦	機	三	富	太	一	星	野	伊	夫
	志	田	力	男	青	木	幸	郎	松	川	又	ヨ
	中	川	コ	子	横	尾		秀	金	子	恵	美

新潟県議会議長 小 野 峯 生 様

土肥隆一衆議院議員の議員辞職要求に関する決議

民主党の土肥隆一衆議院議員が日韓キリスト教議員連盟の日本側代表として韓国を訪問し、日本政府に対して竹島の領有権放棄などを求める同議連の共同宣言に名を連ね、発表の場に同席していたことが判明した。この共同宣言文は、「竹島の領有権放棄」ばかりでなく、「侵略を美化した歴史教科書の発刊禁止」なども日本政府に求めており、韓国側の一方的な主張のみが盛り込まれた内容となっている。

そもそも竹島は、歴史的にも国際法的にも我が国固有の領土でありながら、半世紀以上の長きにわたり韓国によって不法占拠されているものである。にもかかわらず、我が国の国会議員が、しかも政権政党の幹部の立場にある者が韓国側の主張に沿う共同宣言に名を連ねるばかりか、発表の場にも同席するという暴挙は、日本国民への許し難い背信行為と言わざるを得ない。領土問題に対する主権意識を欠いた民主党の体質が、所属国会議員の軽率な行動を招いたとの指摘もあり、多くの国民が政権政党としての資質に不安を抱いているところである。

よって本県議会は、民主党所属国会議員が再び、主権意識を欠いた行動を起こさないよう強く求めるとともに、土肥隆一衆議院議員に対し、その政治的、道義的責任を明らかにするため、速やかに議員を辞職することを要求するものである。

以上、決議する。

平成23年 3 月24日

新 潟 県 議 会

第7号発議案

国民が安心して医療を受けられる制度の堅持を
求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成23年3月24日

提出者	金谷国彦	小林一大	佐藤純
	桜井甚一	佐藤莞爾	早川吉秀
	柄沢正三		

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 小野峯生様

国民が安心して医療を受けられる制度の堅持を 求める意見書

政府は、昨年6月に、元気な日本復活を目指した「新成長戦略」を閣議決定し、高い成長と雇用創出が見込める医療・介護・健康関連産業を日本の成長牽引産業として明確に位置付けたところである。この決定を受けて、民間事業者等の新たなサービス主体の参入を促進するため、必要な制度やルールの変更等についての議論が行われている。

我が国は、国民皆保険制度の下、低コストで質の高い医療サービスを国民に提供してきた結果、世界でも有数の長寿国となっていることから、引き続き将来にわたり、全ての国民に全国どこにいても安全・安心な医療を等しく提供していくことが求められている。しかしながら、昨年11月には、唐突に、例外なき関税撤廃を原則とするTPP（環太平洋パートナーシップ協定）について関係国との協議を開始することを明記した「包括的経済連携に関する基本方針」が閣議決定された。TPPに参加することにより、今、注視されている農業分野だけでなく、看護・医療などの各分野においても大幅な自由化を求められるおそれがあり、外国人看護師などの大量流入や医療の自由化によって、全ての国民に全国どこにいても安全・安心な医療を等しく提供する国民皆保険制度の崩壊が懸念されることから、その影響を十分見極める必要がある。

よって国会並びに政府におかれては、我が国の優れた国民皆保険制度の下、国民が安全で良質な医療を公平に受けられる制度を堅持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月24日

新潟県議会議長 小 野 峯 生

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	西 岡 武 夫 様
内 閣 総 理 大 臣	菅 直 人 様
厚 生 労 働 大 臣	細 川 律 夫 様

原案可決

全会一致

第8号発議案

水資源と森林資源の確保に係る早急な法整備を
求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成23年3月24日

提出者	金谷国彦	小林一大	佐藤純
	桜井甚一	佐藤莞爾	早川吉秀
	柄沢正三		

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 小野峯生様

水資源と森林資源の確保に係る早急な法整備を 求める意見書

外国資本が日本の森林を買収する動きが表面化する中、森林の適切な管理や水資源の保全などへの影響が懸念されている。

外国資本による森林の買収について、林野庁が国土利用計画法に基づく届出情報などを参考に調査したところ、昨年11月末時点で、北海道では29件、神戸市では1件の計30件、面積は計574ヘクタールに上ることが明らかになった。しかしながら、届出が不要な1ヘクタール未満の私有林を次々と買い足す手法や、日本で登記されたダミー会社による買収などはカウントされないことから、その実態は不透明である。また、世界的な水不足や環境政策を通じた森林の二酸化炭素吸収量に係る価値の上昇などから、今後、外国資本による我が国の森林資源と水資源の買収が、より一層拡大することが予想されるところである。

このような状況の中で、森林の水源涵養機能や防災機能、地下水資源を守ることを目的とする森林法の一部を改正する法律案と地下水の利用の規制に関する緊急措置法案の2法案が、議員立法として昨年11月末に臨時国会に提出され、現在、継続審議となっている。

よって国会並びに政府におかれては、我が国の森林と地下水を守るため、議員立法として提出された森林法の一部を改正する法律案と地下水の利用の規制に関する緊急措置法案について、早急な審議を行い、早期成立を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月24日

新潟県議会議長 小 野 峯 生

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	横 西 岡 武 夫 様
内 閣 総 理 大 臣	菅 直 人 様
外 務 大 臣	松 本 剛 明 様
農 林 水 産 大 臣	鹿 野 道 彦 様
国 土 交 通 大 臣	大 畠 章 宏 様

第9号発議案

佐渡空港滑走路2,000メートル化促進に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成23年3月24日

提出者	中佐早	野藤川	吉	洸純秀	金桜柄	谷井沢	国甚正	彦一三	小佐	林藤	一莞	大爾
賛成者	皆市片岩尾帆渡三梅内市青横	川村野村身苅辺富谷山川木尾	雄孝良孝謙惇佳五政太幸	二一猛一昭治夫一守郎広郎秀	富楡小沢小三石星石宮小松若	檜井林野川林井野塚崎山川月	一辰林和碩伊増芳キ	成雄一修雄郎修夫健次元ヨ仁	佐小西斎村長東長大竹志中金	藤島川藤松津山川刈山田川子	卓洋隆二光英き昭邦力恵	之隆吉景郎機よ健二男子美

新潟県議会議長 小野 峯 生 様

佐渡空港滑走路2,000メートル化促進に関する意見書

離島である佐渡は、国土の保全等において重要な役割を有しているものの、産業基盤及び生活環境の整備等は他の地域に比べ低い状況にある。佐渡の振興を図るため、その地勢や自然的特性を生かし、これまで様々な努力が積み重ねられてきたが、昨年夏の佐渡汽船「おおさど丸」の故障による長期欠航で、生鮮食料品など生活必需品の品薄状態を招いた事例を見るまでもなく、離島のハンディキャップは依然として大きいものがある。

特に、荒天が続く冬期間は、ジェット高速船の欠航が続き、カーフェリーの運航にも支障が出ることも多く、新潟市内への通院や買い物だけでなく、生鮮食料品や燃料などをはじめとする日常生活に必要な物資の流通でも大きな影響を受けている。また、風浪による港湾施設や護岸の被害などに見られるように、自然の猛威は想像以上のものがあり、いつ何時絶海の孤島と化してしまうことになってしまったら不思議ではない。

このような状況の中で、佐渡空港滑走路の2,000メートル化の実現は、安全と安心の観点ばかりでなく、観光振興や企業立地の促進等による島内活性化の観点からも期待が大きく、佐渡島民の長年の悲願となっているものである。すでに多くの離島において空港整備が行われ、経済や観光に大きく寄与しているにもかかわらず、佐渡空港は890メートル滑走路という特殊性から、ジェット旅客機はおろか座席数100席未満の小型機の就航すらままならない状況にある。

近年、中国や韓国、ロシアなどの領海や領土についての身勝手な主張による不法占拠等が憂慮される事態となっており、北朝鮮によるテロ行為などの不測の事態も考えられることから、我が国の領域や排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等の重要な役割に鑑みても、離島と本土との交通手段を航路だけに頼るのではなく、緊急時のバイパス的機能を果たすことができる航空路が存在することは大きな意味がある。しかしながら、政府による公共事業予算の縮減や空港整備勘定の事業仕分けなどで、離島空港の整備が実質的に不可能という厳しい状況に置かれている。

よって国会並びに政府におかれては、佐渡などの離島の現状を認識し、離島の果たしている国土保全等の機能を十分発揮するため、佐渡空港滑走路の2,000メートル化に向けた事業の促進に特段の配慮を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月24日

新潟県議会議長 小 野 峯 生

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
国土交通大臣	大畠章宏様